

香川県の暴力団情勢

1 全国及び香川県内の暴力団情勢

全国では、暴力団対策法の規定に基づき 22 団体が指定暴力団として指定されていますが、依然として、山口組、住吉会及び稲川会の 3 団体による寡占化の状態が続いており、特に山口組の構成員については、平成 21 年末現在で、全暴力団構成員の約半数を占め山口組への一極集中型が顕著となっています。

また、本県では二代目親和会（高松市）が指定暴力団として指定されており、同会にあっては会長自ら派手にマスコミに登場するなど、活発な活動を続けています。

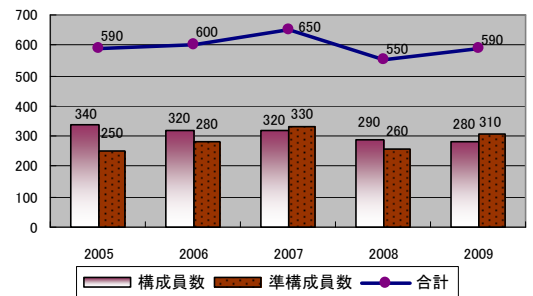
本県の暴力団情勢は、平成 22 年 10 月現在、親和会、山口組、住吉会、狭道会の 4 団体、30 組織、約 600 人を把握しており、このうち山口組傘下組織が 20 組織、約 380 人で、全体の約 63%を占めています。

2 県内の暴力団員等の推移

県内の暴力団員等の数の推移は、右図のとおりであり、過去 5 年間の総数は増加及び減少を緩やかに繰り返しています。

暴力団構成員の数は、年々緩やかに減少しており、組織実態の不透明化の傾向が見られます。

県内の暴力団員等の数の推移



3 対立抗争事件等の発生状況

県内では、過去 5 年間に於いて対立抗争事件が 7 件発生しており、暴力団事務所等に対する銃器発砲や爆発物投てき等の凶悪事件が多発しています。

暴力団事務所は、一旦対立抗争が発生すると銃器等による攻撃の対象となり、平穏に生活している付近住民の生死にかかわる事態を招来する極めて危険な存在なのです。



手りゅう弾（見本）



平成 22 年 2 月、さぬき警察署が押収したけん銃及び実包

事例 1 平成 17 年 2 月、親和会と山口組傘下中津川組との対立抗争において、学生の登校時間帯に親和会本部事務所に手りゅう弾が投てきされたほか、関係暴力団事務所がけん銃で襲撃された事例

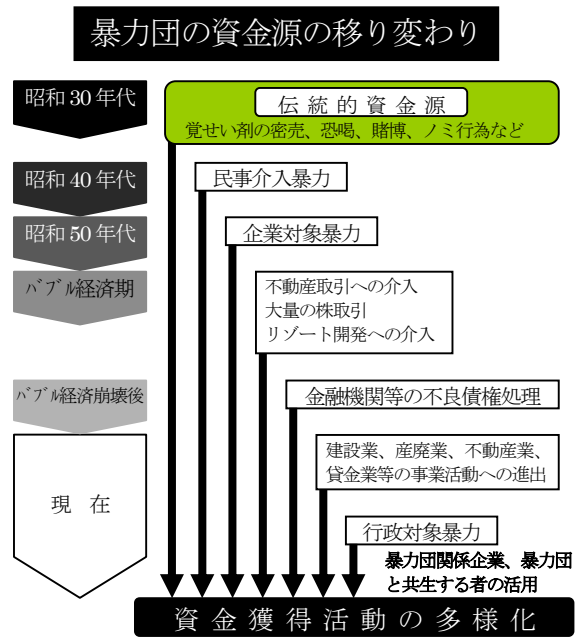
事例 2 平成 17 年 4 月、親和会と山口組傘下村秀総業との対立抗争において、関係暴力団事務所にけん銃が発射された事例

事例 3 平成 19 年 12 月、山口組傘下誠興業事務所及び丸亀市内の民家にけん銃が発射された事例

4 資金獲得活動の多様化と共生者の存在

暴力団は、覚せい剤の密売、恐喝、賭博、ノミ行為といった伝統的な資金源獲得犯罪に加え、飲食店、風俗営業店等に対するみかじめ料・用心棒料の徴収、金融業の経営、債権取立て及び企業等を対象とした民事介入暴力事犯、不動産取引や証券取引の利用による犯罪を敢行するなど、その時々々の社会経済情勢の変化に応じて、資金獲得活動を行っている状況にあります。

また、近年、暴力団関係企業以外にも、表面的には暴力団との関係を隠しながら、その裏で暴力団の威力、資金力等を利用することによって自らの利益拡大を図る「共生者」^(注1)の存在がうかがわれます。



5 香川県における暴力団排除活動

香川県においては、「香川方式」と称される香川県暴力追放運動推進センター、香川県弁護士会及び警察の三者が、緊密に連携して、情報交換、民事介入暴力問題等の出張相談、各業界を対象にした責任者講習等暴力団の不当要求による被害の防止、暴力団からの被害の救済等の県民や企業に対する暴力追放に向けた幅広い取組みを行っています。

また、三者は、関係機関、地域・職域における民間団体と一体になり、暴力団を社会から排除する活動を推進しています。

6 社会からの暴力団の排除を目指して

暴力団は、県民に対する卑劣な暴力、対立抗争、更には示威活動などにより、県民の安全で安心な生活を脅かしています。

その活動は、組織のために暴力行為を行った暴力団員等への賞揚・慰労資金や武器の調達費用等の組織的な資金力に支えられています。

また、こうした暴力団員等の暴力行為が県民に恐怖心を与え、暴力団の資金獲得を容易にするという悪循環に陥っている状況にあります。

そこで、暴力団の暴力とその資金の悪循環を断ち切り、県民の皆さんの安全で安心な生活と香川県の社会経済の健全な発展を実現するため、暴力団の影響を排除するための条例を整備し、警察、県、県民、事業者、関係機関等の連携を一層強化して、社会が一体となった取組みの充実と徹底を図り、的確で効果的な対策を推進する必要があります。

注1： 「共生者」とは、暴力団に資金を提供し、又は暴力団から提供を受けた資金を運用した利益を暴力団に還元するなどして、暴力団の資金獲得活動に協力し、又は関与する個人やグループをいう。